（心理的な負担の程度を把握するための検査等）

第二十二条の四　（略）

2～4　（略）

5　第二十二条の二第三項の規定は、前項の規定による面接指導の結果に基づく必要な措置について準用する。

（心身の状態に関する情報の取扱い）

第二十五条の二　各省各庁の長は、この規則の規定による措置の実施に関し、職員の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たつては、職員の健康の確保に必要な範囲内で職員の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第二条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲み、又は傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲み、又は傍線を付した部分のように改める。

別表　人事管理文書の保存期間（第三条関係）

一・二　（略）

三　研修及び能率

改正後			
人事管理文書の区分	基準日	保存期間	
（略）	（略）	（略）	
規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	
第十六条の三第一項の調査の結果の文書等	作成の日	三年	
第二十二条の二第二項の記録の文書等			
（略）	（略）	（略）	
第二十二条の二第一項第二号の申出の文書等	取得の日	三年	
第二十二条の二第三項（第二十二条の四第五項において準用する場合を含む。）の意見の文書等			

（心理的な負担の程度を把握するための検査等）

第二十二条の四　（同上）

2～4　（同上）

5　第二十二条の二第二項の規定は、前項の規定による面接指導の結果に基づく必要な措置について準用する。

（新設）

別表　人事管理文書の保存期間（第三条関係）

一・二　（同上）

三　研修及び能率

改正前			
人事管理文書の区分	基準日	保存期間	
（同上）	（同上）	（同上）	
規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）	（同上）	（同上）	
（同上）	（同上）	（同上）	
第十六条の三第一項の調査の結果の文書等	作成の日	三年	
（同上）	（同上）	（同上）	
第二十二条の二第一項の申出の文書等	取得の日	三年	
第二十二条の二第二項（第二十二条の四第五項において準用する場合を含む。）の意見の文書等			